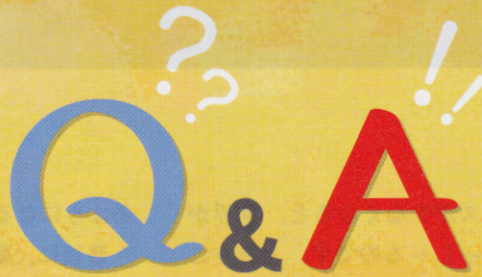


処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 在宅療養中の患者ではありませんが、ケガをしたために薬局を訪問することが困難であるとの理由から、家族からの依頼を受け、患家に薬剤を持参して服薬指導を実施しました。このような場合、薬剤服用歴管理指導料は算定できるのでしょうか。(匿名希望)

A 算定できます。
薬剤師法において、薬剤師が「薬局以外の場所」で調剤することは禁止されていますが、患者の居宅(以下、患家)において医師が交付した処方せんに基づく場合、すなわち在宅療養の患者である場合に限り、患家において調剤業務の一部を実施することが認められています(表1)。

その具体的な業務とは、①処方せんの受領、②処方せんの原本確認、③疑義照会、④処方医の同意を得たうえで医薬品の数量を減らして調剤すること(変質・変敗、異物混入などのおそれがない場合に限る)、⑤薬剤の交付——といった行為が該当します(表2、薬剤師法施行規則第13条の2)。

また、同法では、在宅療養の患者ではなくても、調剤の場所に関する特例として、患者が寝たきり状態や歩行困難、運搬困難な薬剤が処方されたなど「特別の事情」がある場合には、薬局の薬剤師が患家を訪問して前述の①～⑤の業務を実施することが認められています(表2、薬剤師法施行規則第13条の3)。ご質問のケースは、この「特別の事情」に該当するものであり、業務そのものは法令

表1 調剤の場所(薬剤師法)

(調剤の場所)

第22条 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等(中略)において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設(中略)の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

表2 調剤の業務、場所(薬剤師法施行規則)

(居宅等において行うことのできる調剤の業務)

第13条の2 法第22条に規定する厚生労働省令で定める調剤の業務は、次に掲げるものとする。

- 1 薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認する業務
- 2 薬剤師が、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方せんに記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務(調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。)

(調剤の場所の特例に関する特別の事情)

第13条の3 法第22条ただし書に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 1 災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合
- 2 患者が負傷等により寝たきりの状態にあり、又は歩行が困難である場合、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難な物が処方された場合その他これらに準ずる場合に、薬剤師が医療を受ける者の居宅等(中略)を訪問して前条の業務を行う場合

上問題ないことが明らかです。

しかし、これら患家で実施することが認められている調剤業務のなかに、調剤された薬剤に関する情報提供や指導などについては明記されていません。そのため、薬剤服用歴管理指導料として評価されている業務を患家で実施することは認められていないと誤解されるかもしれませんが、薬剤情報提供や服薬指導の業務については、医薬品医療機器等法により、調剤を行った薬局の薬剤師が「対面により」実施しなければならないことが定められており、実施場所については特に明記されているわけではありません(表3)。

これは、在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険)や薬剤師による居宅療養管理指導費(介護保険)も同じです。法令上、このような規定になっている理由としては、調剤された薬剤に関する情報提供や指導は、薬剤師法における調剤の業務とは別のものと整理されているためと解釈できます。

したがって、ご質問のケースのように、「特別の事情」があるとの理由から薬局を訪問することができない患者に対し、調剤を行った薬局の薬剤師が患家において「対面により」薬剤情報提供および服薬指導を実施した場合には、薬剤服用歴管理指導料を算定することが可能です。

表3 薬剤情報提供および服薬指導に関する規定(医薬品医療機器等法)

(調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)

- 第9条の3 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(中略)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。
 - 3 薬局開設者は、第1項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。
 - 4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。